

相談支援（ケアマネジメント） における地域への視点

社会福祉法人 横の実会
高安一弘

[講義のねらい]

地域における相談体制と地域づくり、資源の改善・開発、協議会の運営・活用について理解する。

自立支援協議会（障害者総合支援法）

（協議会の設置）第八十九条の三

地方公共団体は、単独で又共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育、又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される**協議会を置くように努めなければならない。**

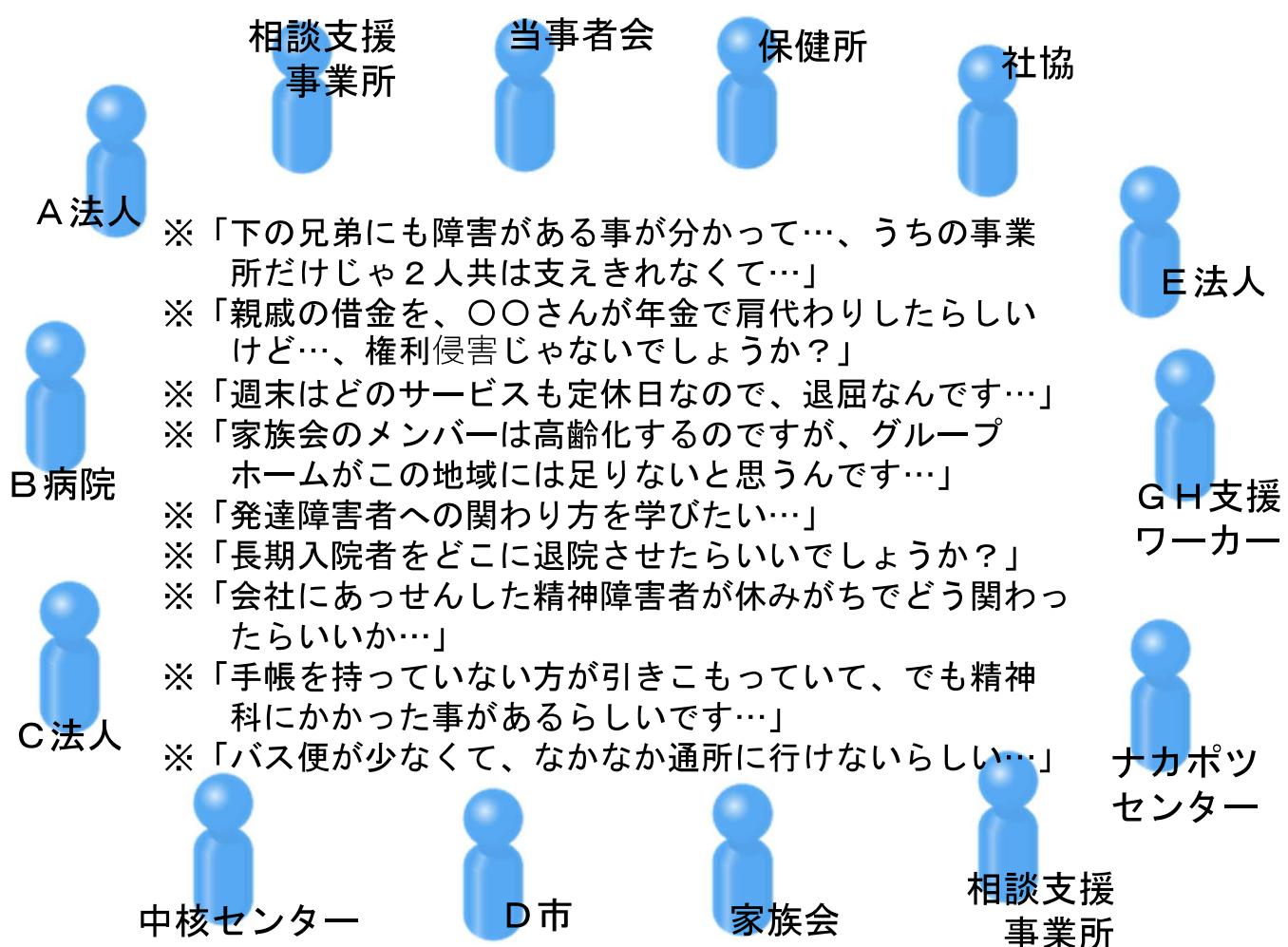
2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

協議会の役割

- ・ 障害者等への支援体制に関する課題の情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議。
- ・ 検討に当たっては、課題別の専門部会を設置する等、地域の実情に応じた活動の活性化に向けた取組を行う。
- ・ 障害福祉計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画に係る助言等を行う。

協議会の機能

- ・ **情報機能**：困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
- ・ **調整機能**：地域の関係機関によるネットワーク構築
困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
- ・ **開発機能**：地域の社会資源の開発、改善
- ・ **教育機能**：構成員の資質向上の場として活用
- ・ **権利擁護機能**：権利擁護に関する取り組みを展開
- ・ **評価機能**：中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
サービス等利用計画、重度包括支援事業等の評価
市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用



市町村協議会の活動例

- ・困難事例への対応の協議
- ・研修会（当事者向け・事業所職員向け）
- ・要望活動
- ・啓発活動（講演会・映画会・当事者による発表・ピアサポートについて）
- ・災害時の対策の検討（協定書の作成）
- ・虐待防止の取り組み・差別解消の取り組み
- ・資源マップ・バリアフリーマップの作製
- ・市町村障害者計画・障害福祉計画の策定に係る意見発信
- ・地域移行支援の促進について
- ・事業所間連携について（特別支援学校・就労先・ライフサポートファイル）
- ・地域のニーズに沿ったサービスの創設について

相談支援専門員やサービス管理責任者の
大切な役割

地域課題（地域の実情）は、現場で携わる相談支援専門員やサービス管理責任者がしっかりと把握し、それを協議会に伝える必要。



地域課題の把握

.||.

地域診断（アセスメント）

ワーク（地域診断）

①地域資源マップ作製～障害福祉サービス～

自分が地域で関わりある主に障害福祉サービスについて記入する。（その人なりに知っている事で構わない・名称や活動内容・特性も知っていたらよりベター）

【個人ワーク（10分）】

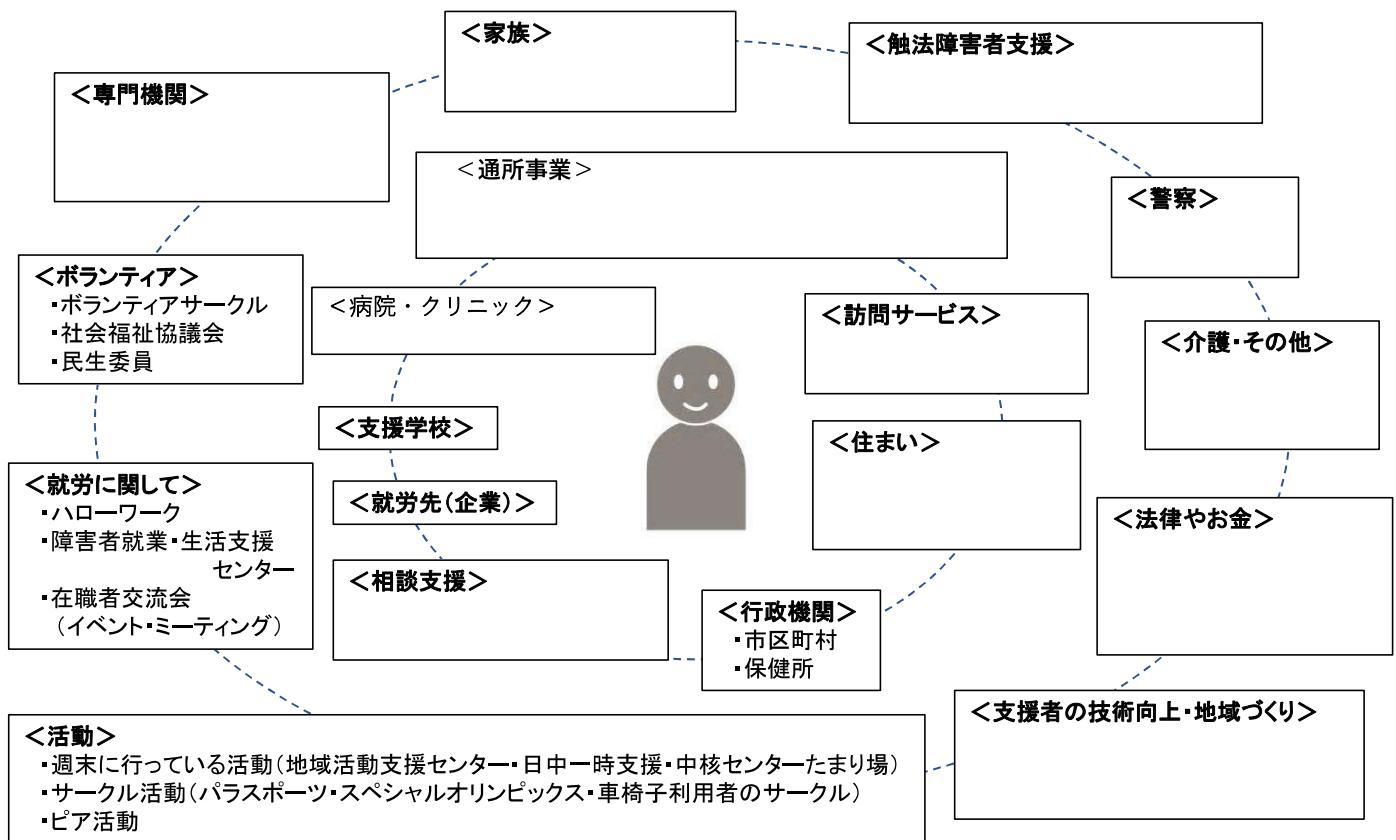
②地域資源マップ作製～その他社会資源～

関わっている利用者さんを取り巻く社会資源を思いつくだけ記入する。（フォーマル・インフォーマル）

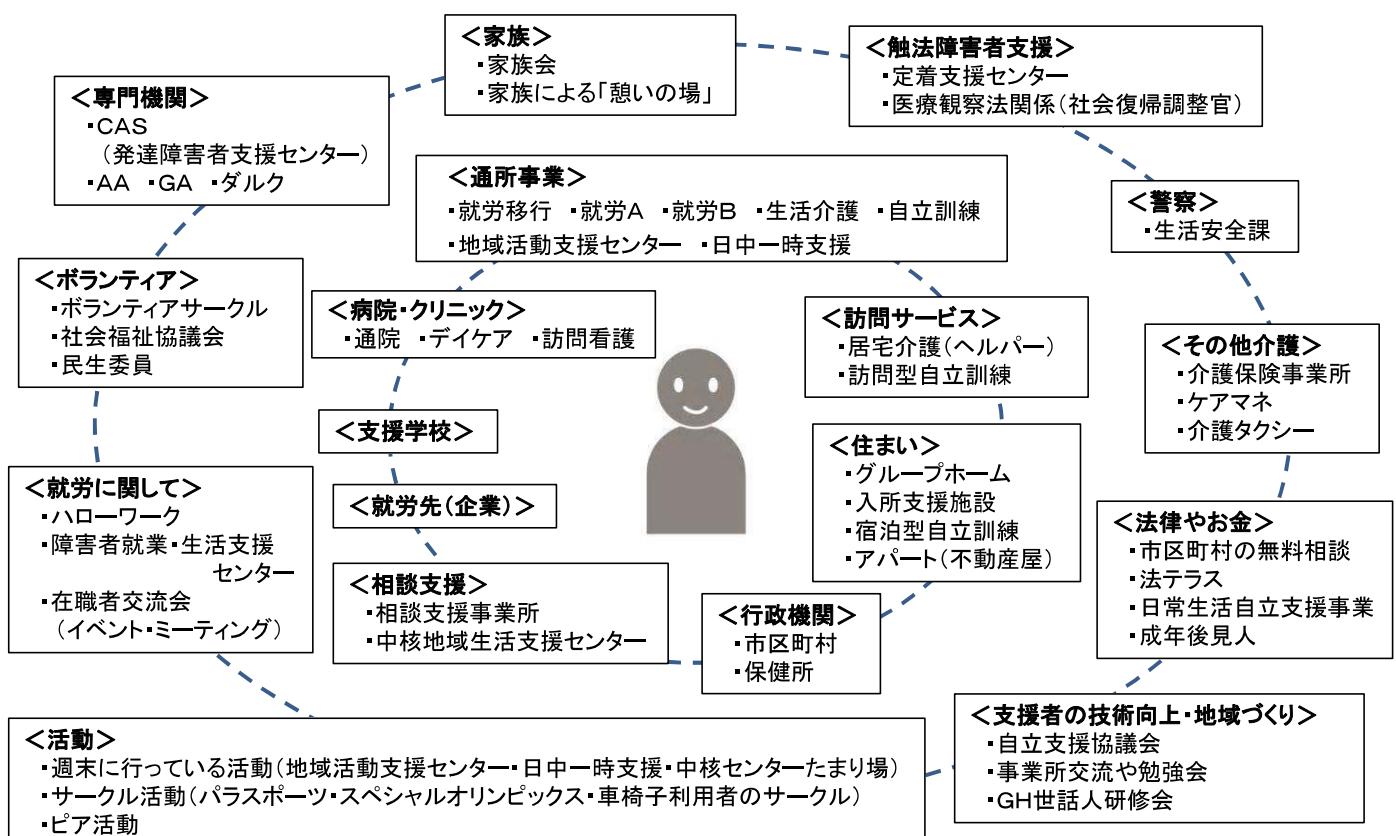
【個人ワーク（10分）】

ワークシートを使います

私の地域の社会資源マップ(ワークシート)



私の地域の社会資源マップ(例)



『障害者基本計画』『障害福祉計画』 『障害児福祉計画』

障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
障害者基本法 第11条	障害者自立支援法 第88・89条	児童福祉法第33条
「国の障害者基本計画」に基づき障害者のための施策に関する基本的な計画 (都道府県・市町村)	「国的基本指針」に基づき福祉サービス量と提供体制を確保するための計画 (都道府県・市町村)	「国的基本指針」に基づき障害児通所支援等の提供体制を確保するための計画 (都道府県・市町村)
<ul style="list-style-type: none">・計画の性格、期間等・基本理念、基本目標等・障害者の推計・施策の体系・施策の推進・各施策の展開	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス、相談支援の必要な量の見込み・障害者支援施設の必要入所定員総数・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等	<ul style="list-style-type: none">・障害児通所支援等の提供体制の目標・通所支援又は障害児相談支援の必要な見込量・障害児入所施設等の必要入所定員総数 等

千葉県総合支援協議会 (第七次千葉県障害者計画策定推進本部会)

入所・地域生活支援専門部会

精神障害者地域生活支援部会

権利擁護専門部会

療育支援専門部会

相談支援専門部会

就労支援専門部会

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- | | | |
|--------------------------|------------------|---------------------|
| ・地域における生活の維持及び継続の推進 | ・福祉施設から一般就労への移行等 | ・「地域共生社会」の実現に向けた取組 |
| ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ・発達障害者等支援の一層の充実 | ・障害児通所支援等の地域支援体制の整備 |
| ・相談支援体制の充実・強化等 | ・障害者の社会参加を支える取組 | ・障害福祉サービス等の質の向上 |
| ・障害福祉人材の確保 | | |

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に
(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・退院率: 3ヶ月後 69%以上、6ヶ月後 86%以上、1年後 92%以上
(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
- ・うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

15

第七次千葉県障害者計画

～ 「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる
共生社会の構築」を目指して ～



16

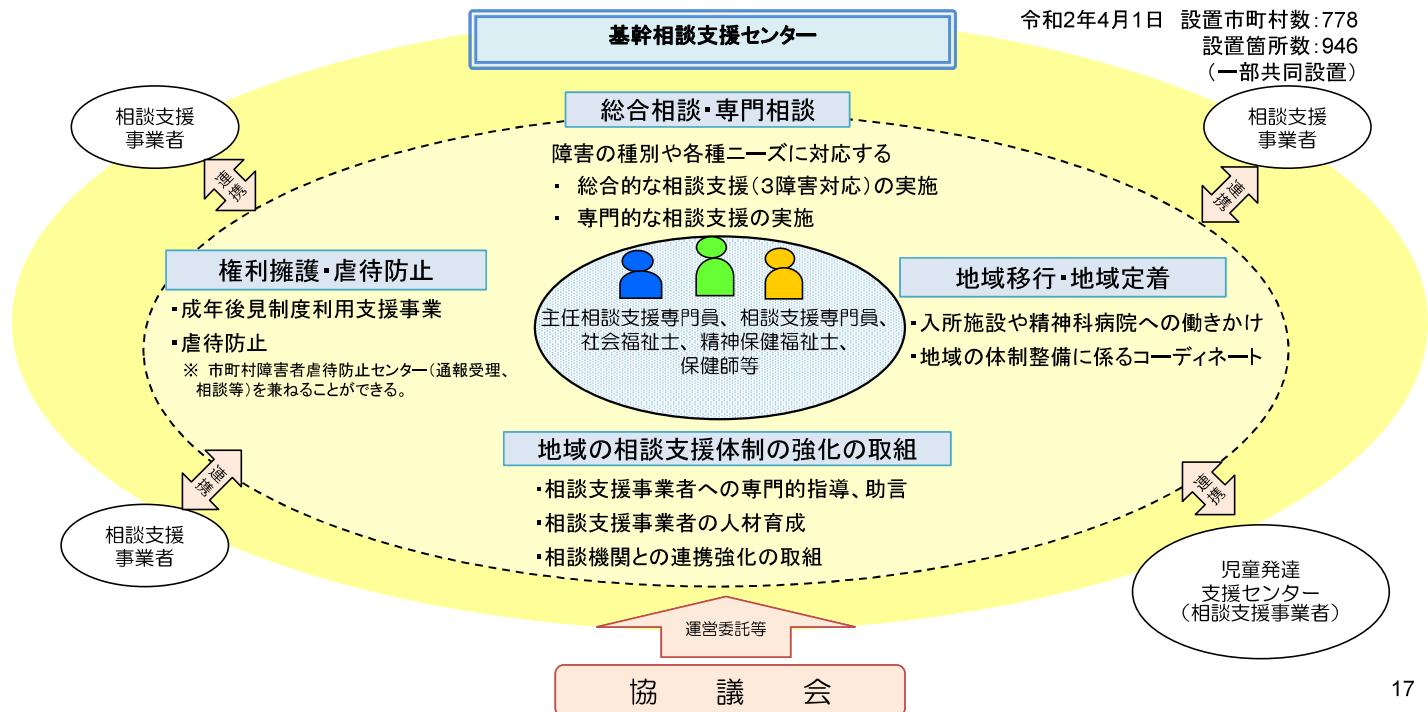
基幹相談支援センターの役割のイメージ

厚生労働省資料

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るため、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



17

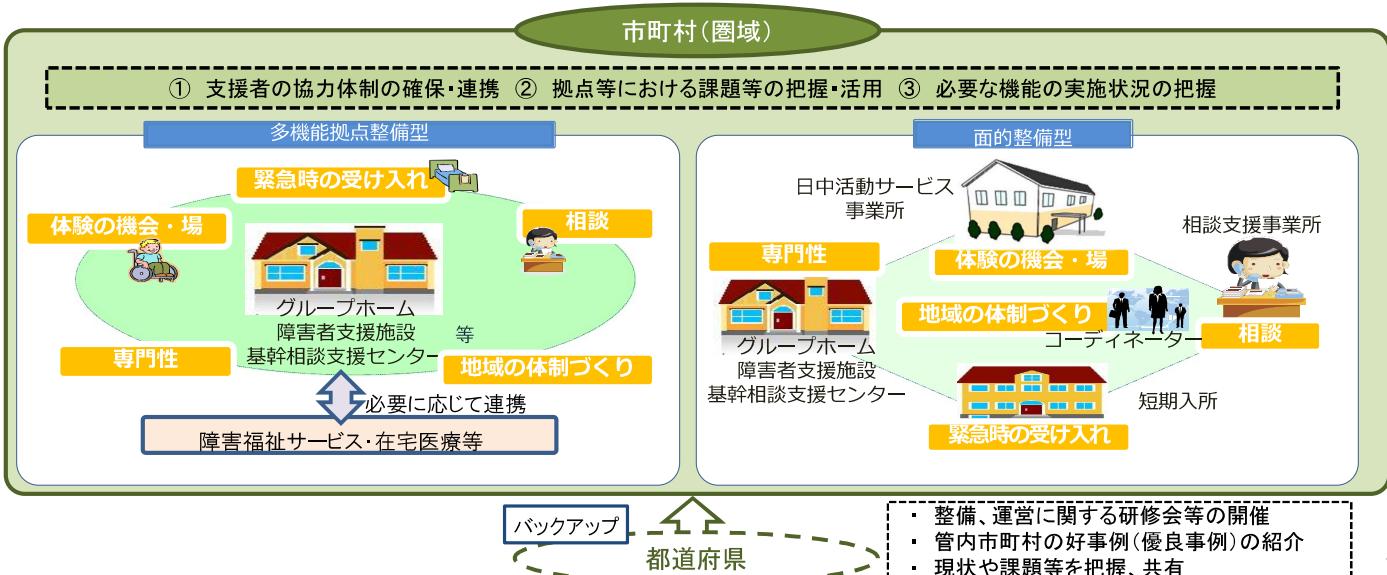
地域生活支援拠点等の整備について

厚生労働省資料

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



18

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

厚生労働省資料

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

